

観光遊覧船で 甌島を満喫しませんか

甌島には観光遊覧船が3隻運航しています。島の旅を満喫しようとお考えの皆さん、ぜひご利用ください。

■水中展望船「きんしゅう」

甌島で唯一、水中を展望することが出来る観光船です。

【発着港】里港

【運航】通年
9時30分から運航
14時から運航

【料金】

- ◆Aコース(40分コース)
▽大人1人 1,500円
▽子ども1人 750円
- ◆Bコース(60分コース)
▽大人1人 2,000円
▽子ども1人 1,000円



■観光船「おとひめ」

西海岸コース・東海岸コースを楽しめます。

*チャーターも可能

【発着港】手打港

【運航】
4月～6月、10月～3月
9時から運航
14時から運航

【料金】

- ◆遊覧コース(7月～9月)
▽大人1人 2,000円
▽子ども1人 1,000円
- ◆チャーター(4月～6月)
(10月～3月)
▽近海 3万円
▽遠海 5万円
(十五海里以上)

■観光船「かのこ」

昨年就航した観光船です。本年から東海岸コースを新設。4月～6月の間はウミネコの餌付け体験も楽しめます。

【発着港】中甌漁港

【運航】所要時間は約2時間
4月～9月
10時10分から運航
13時30分から運航
17時から予約運航
10月～3月
10時10分から運航
13時30分から予約運航

【料金】

- ▽大人1人 2,500円
▽子ども1人 1,300円



【問合先】=本庁観光・シティセールス課
☎(23)5111(内線 4385)

国民年金保険料の免除・ 納付猶予制度のご案内

失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料が免除される「保険料免除制度」があります。

免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。

平成24年度の保険料額は下表の通りです。なお、全額免除および一部免除のどの階層に該当するかは、本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合先で確認してください。

平成24年度保険料(月額)	
全額免除の場合	0円
4分の3免除の場合	3,750円
半額免除の場合	7,490円
4分の1免除の場合	11,240円
免除を受けなかった場合	14,980円

下の表も参照してください。免除制度案内の表があります。



国民年金の免除・納付猶予制度

大きく分けて3つの制度があります。

- ① 学生納付特例制度 学生の方
- ② 全額免除・一部納付(免除)制度 ①に該当しない方
- ③ 若年者納付猶予制度 30歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

大きく分けて3つの制度があります。

○ 障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

○ 一部免除の承認を受けても、残りの部分を納付しないと、未納と同じ扱いとなります。(詳しくは下表をご覧ください)

○ 将来の老齢基礎年金が受給できなくなったり、受給できても金額が少なくなることがあります。

○ 障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

○ 一部免除の承認を受けても、残りの部分を納付しないと、未納と同じ扱いとなります。(詳しくは下表をご覧ください)

	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときには(追納期間)
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
3/4免除		5/8として計算		10年以内なら追納できます(一部免除部分)
半額免除		3/4として計算		10年以内なら追納できます
1/4免除		7/8として計算	10年以内なら追納できます	
納付猶予		計算されません		2年を過ぎると納付できません
学生特例		計算されません		
未納	認められません	計算されません	ありません	

申請は原則として 毎年必要です

*ただし、全額免除または若年者納付猶予制度の該当者で、翌年度も引き続き免除または若年者納付猶予を希望した場合は、申請書の提出は不要になる場合があります。

■ 申請期間(平成24年度分)
7月1日～平成25年6月末日

*ただし、学生納付特例は、4月1日～平成25年3月末日

■ 申請に必要なもの

- ▼ 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳
- ▼ 学生の方 学生証の写しまたは在学証明書(原本)
- ▼ 平成23年3月31日以降に離職した方 離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し
- ▼ 平成24年1月1日以降に本市に転入した方 前住所地での所得証明書

■ 受付窓口・問合先

- ▼ 本庁保険年金課(内線 2821)または各支所市民生活課
- ▼ 日本年金機構 川内年金事務所 ☎(22)5276